

会 議 記 録

会議名称	令和4年度 杉並区生活安全協議会（第10期）
日 時	令和4年12月16日（金）午前9時59分～午前11時16分
場 所	区役所中棟5階 第3・4委員会室
出席者	委員 A、B、C、D、E、F、G（H 代理）、J、K、 L、M、N、O、P、R、S、T、U 区側 環境部長、危機管理室長、環境課長、杉並清掃事務所長、地域安全担当課長、 ごみ減量対策課長、土木管理課長、杉並清掃事務所管理係長、 環境課生活環境担当係長、危機管理対策課地域安全担当
配付資料	資料1 杉並区生活安全協議会委員名簿（第10期） 資料2 杉並区生活安全及び環境美化に関する条例及び同施行規則 資料3 区の防犯対策について 資料4 路上喫煙対策について 資料5 杉並区の喫煙ルール 資料6 資源持ち去り対策の実績について 資料7 区内3警察署の年末・年始の防犯対策について 資料8 令和4年中の火災概要
会議次第	1 開会 (1) 委員委嘱 (2) 環境部長、危機管理室長挨拶 (3) 委員自己紹介（異動者のみ） (4) 事務局職員自己紹介 (5) 所掌事務の確認 2 報告事項 (1) 区からの報告 ① 区の防犯対策について ② 路上喫煙対策について ③ 資源持ち去り対策の実績について (2) 区内3警察署の年末・年始の防犯対策について (3) 令和4年中の火災概要 3 閉会

○環境課長 それでは、皆様、おはようございます。本日はお忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。

定刻より前ですけれども、本日ご欠席の連絡をいただいている方以外は皆様おそろいということで、少々早いですけれども、令和4年度第1回杉並区生活安全協議会を始めさせていただきます。

私は、環境部環境課長、近藤でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

冒頭、私が進行を務めさせていただきます。

それでは、大変恐縮でございますが、着座にて進めさせていただきたいと思っております。

まず、開会に当たりまして、皆様にお願いがございます。

新型コロナウイルス感染症対策のために、各席にアクリル板を設置させていただいております。また、扉も開放してございます。各発言につきましてもマスクを着用したままでお願いできればと存じます。

それから、ご発言の際はお手元のマイクで、着座のままお願いをしたいと思います。ご発言の際に電源を入れていただきまして、終わりましたらその都度電源をお切りくださいますよう、お願いをいたします。電源が入ったままですと、ハウリング等がございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、生活安全協議会の開会に先立ちまして、事務局より協議会の成立につきましてご報告を申し上げます。本日は、18名の委員にご出席をいただいております。よって、定足数に達してございますので、生活安全協議会は有効に成立をしております。

なお、傍聴についてでございますが、傍聴人の申出は現段階ではございません。

それでは初めに、A会長から開会の宣言をお願いいたします。

○A会長 皆さん、おはようございます。お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから令和4年度第1回杉並区生活安全協議会を開会いたします。

この後、着席で失礼いたします。

今回の協議会は報告事項が中心と聞いております。さらに、今年は委員の任期2年目ということですが、委員に変更があったと区から聞いておりますので、後ほど、事務局からご案内いただければと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

○環境課長 会長、ありがとうございます。

それでは、まず初めに、区の関係部長級職員2名より、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに環境部長よりご挨拶を申し上げます。

○環境部長 おはようございます。ただいまご紹介いただきました環境部長の小松と申します。本年12月に異動がございまして、今週から環境部長として就任してございます。よろしくお願いいたします。

本日は、年末のお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

着座でご挨拶させていただきますが、生活安全協議会の分野でございますけれども、私ども環境の分野で申し上げますと、本日、参考資料として机上に配らせていただいております環境基本計画概要版、こちら、本年、計画を作成いたしました、こちらの中にもございます、6ページに、資源を大切にすまちをつくるとしまして、ごみの削減などに引き続き取り組んでございます。

ごみにつきましては、コロナ禍におきまして、一昨年は外食の難しい時期があった、そういったことから家庭ごみの量が増えてございましたが、昨年は、粗大ごみについてはまだコロナ禍の以降増加して高止まりの傾向ではございましたけれども、可燃ごみや不燃ごみなどはコロナ禍以前程度まで減少してございまして、また、本年はさらに減少傾向にございます。これも皆様方にご協力をいただけたものと考えてございまして、感謝申し上げます。

今後、年末・年始を迎えるに当たりまして、ごみが増える時期でございます。コロナ禍におきまして、清掃職員も多少勤務が困難な者もございまして、健康に留意してまいりまして、年末・年始の体制で収集に当たってまいります。どうぞ皆様におかれまして、現在行っていていただいておりますごみの分別、可燃、不燃、資源。資源には瓶、缶、古紙、ペットボトルやプラスチック製容器包装などございますが、そういったものの仕分け、ごみの分別、それらにつきまして今後も引き続き取り組んでいただけたらと存じます。

なお、12月31日から1月3日まではお休みをいただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

○危機管理室長 では、続きまして、杉並区の危機管理室、室長の寺井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

この生活安全協議会が始まりまして、もう10期ということですので、20年近くということになりますが、20年前が恐らく区内の犯罪件数のピークだった頃だと思います。その頃からすると、今の犯罪の件数は大体6分の1以下になっているのかなと思います。

後ほどまた資料を使ってご説明いたしますけれども、ただ、新聞の記事によりますと、犯罪の件数は減っているけれども、治安が悪いと感じるような、体感治安が悪くなっているんじゃない

かという記事がございました。その記事によると、一つは、メディア・報道等によって、例えばあおり運転の映像を繰り返し見たりする。それから、新宿の歌舞伎町の青少年の非行の話とか、そういうものを繰り返し映したりすると、それを見て、何て物騒なんだろうと思ってしまったりするというのがまず一つということと、もう一つは、実際に身近な犯罪が増えている。例えば振り込め詐欺といいますが特殊詐欺が、毎日のように高齢者に電話がかかっているというようなことですか、パソコンやスマートフォンのメールを開くと不審なメールが来ていて、うっかりクリックしてしまうと、例えば個人情報を取られたり、それからウイルスがインストールされてしまったりというような、不審なメールが日々届いています。アマゾンプライムが使いえなくなりますとか、いろいろ来ますね。そうしたもので治安が悪いなと感じているんじゃないかなと思います。

そうした体感治安の改善も含めまして、区役所の安全パトロール隊も日々パトロール、区内巡回をしておりますし、警察はじめ関係団体、関係機関の皆様、防犯協会様、それから地域の防犯団体の皆様、様々な防犯活動をしていただいていると思います。犯罪件数は減っているけれども、やはり目に見える防犯活動は必要だなと考えているところでございます。皆様、本日は様々なご意見もいただきながら、参考にさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○環境課長 それでは続きまして、委員の皆様におかれまして、関係団体の人事異動などで新しく委員になられた方々及び昨年度ご欠席だった委員の方に、自己紹介をいただきたいと思っております。お手元の席次表と資料1をご参考いただければと思います。

今回変更がございましたのは、区民団体の委員お二方、関係行政機関お二方の、合計4名の方となっております。お名前を呼ばせていただきますので、着座のままで結構でございます、お一言ご挨拶を頂戴できればと思います。

それでは初めに、区民団体委員の、杉並区町会連合常任理事、L様、お願いをいたします。

○L委員 皆様、こんにちは。今ご紹介いただきました杉並町会連合理事として、今回の委員に拝命を受けました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○環境課長 続きまして、荻窪防犯協会副会長、K様、お願いしたいと思います。

○K委員 私、荻窪の副会長をしておりますKといたします。何分にも初めてなもので、何を言っているかわかりませんが、本日は一生懸命に頑張っていて、皆さんと一緒に本会の会合を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

続きまして、関係行政機関となります。

荻窪警察署生活安全課長、E様、お願いしたいと思います。

○E委員 荻窪警察署の生活安全課長のEと申します。よろしくお願いいたします。

○環境課長 次に、杉並消防署警防課災害対策調整担当課長のF様、お願いしたいと思います。

○F委員 杉並消防署の災害対策調整担当課長のFと申します。地域の防火・防災対策の担当をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

荻窪消防署警防課長、H様。本日ご欠席ということで、代理でG様、お願いしたいと思います。

○G氏（H委員代理） 今日、H警防課長なんですけれども、所用がありまして欠席となりました。すみません。代理で私、地域防災担当係長のGと申します。よろしくお願いいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

変更のございました委員の方々への委嘱状、こちらの伝達でございますが、本来であれば区長から委嘱状をお渡しすべきところでございますけれども、あいにく公務により不在のため、席上配付ということでご了承いただければと思います。

次に、事務局の課長級職員の自己紹介をさせていただきます。

まず、危機管理室地域安全担当課長でございます。

○地域安全担当課長 地域安全担当課長の佐野と申します。よろしくお願いいたします。

○環境課長 続きまして、都市整備部土木管理課長でございます。

○土木管理課長 土木管理課長、三浦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境課長 続きまして、環境部ごみ減量対策課長でございます。

○ごみ減量対策課長 ごみ減量対策課長の馬場でございます。よろしくお願いいたします。

○環境課長 続きまして、杉並区清掃事務所長でございます。

○杉並清掃事務所長 杉並清掃事務所長、坪川です。よろしくお願いいたします。

○環境課長 最後に、改めまして私、この12月12日付で人事異動で着任をいたしました環境課長の近藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これ以降の進行につきましてはA会長お願いしたいと思います。

○A会長 ありがとうございます。

それでは、今後の議事の進行に当たりまして、まず最初に、事務局から資料の確認と所管事務の説明をお願いいたします。

○環境課長 それでは、私から、お手元に配付してございます資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず、次第と席次表でございます。

続きまして、資料1、第10期杉並区生活安全協議会委員名簿でございます。

次に資料2、杉並区生活安全及び環境美化に関する条例及び同施行規則。左側2点留めになっている資料でございます。

続きまして資料3、区の防犯対策について。

資料4、路上喫煙対策について。

資料5、杉並区の喫煙ルールのパフレット。

資料6、資源持ち去り対策の実績について。

資料7、区内3警察の年末・年始の防犯対策について。これはタイトルが「杉並三署・杉並区指定重点犯罪種別件数」となる資料でございます。

資料8、令和4年中の火災概要について。

また、先ほど、環境部長からご報告を申し上げましたが、今年度改定をいたしました杉並区環境基本計画、こちらの概要版を机上に配付させていただいております。協議会後にご一読いただけると幸いです。

以上でございます。

資料の不足等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、進めさせていただきます。

続きまして、本日は本協議会に初めてご参加される方もいらっしゃいますので、改めて本協議会の所掌事務、こちらの確認をさせていただきます。

資料2をご覧ください。

資料2「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」でございますが、1ページ目の第1条、こちら目的でございます。「この条例は、生活安全及び環境美化について必要な事項を定めることにより、生活安全及び環境美化に関する区民等及び事業者の意識の高揚に努め、その自主的な活動を支援するとともに、地域の犯罪の防止及び環境美化の促進を図り、もって安全で快適な杉並区をつくることを目的とする。」としてございます。

続いて、3ページ目の第13条をご覧ください。この第1条の目的に資するため、生活安全及び環境美化に関する施策の実施のために設置されたのが当協議会でございます。

これが当協議会の所掌事務となります。

事務局からは以上でございます。

○A会長 ありがとうございました。

それでは、次第に沿いまして、報告事項に移りたいと思います。

それでは、報告事項1の①区の防犯対策について、報告をお願いいたします。

○地域安全担当課長 地域安全担当課長の佐野と申します。

私からは、区の防犯対策についてご報告をさせていただきます。

資料3をご覧ください。

初めに、1項目めの犯罪件数等の推移についてご説明をさせていただきます。

記載のグラフをご覧ください。グラフには、平成14年以降の刑法犯認知件数を青色、防犯自主団体の団体数について赤色、防犯カメラの設置台数について緑色で表記をさせていただきます。

グラフから読み取れますとおり、地域の皆様で構成される防犯自主団体の団体数や防犯カメラの設置数の増加に伴いまして、刑法犯認知件数は右肩下がりで減少をしているという状況でございます。

しかしながら、本年9月末現在の刑法犯認知件数につきましては1,661件で、昨年同期比と比べますと146件の増加に転じているところでございます。今後、このままのペースで発生した場合、昨年の2,041件を上回る状況となっております。

犯罪の減少・増加の要因につきましては様々な要素がありますが、地域の皆様による自主的なパトロール活動や防犯活動、防犯カメラの設置は、地域の治安回復に大きく寄与しているものと認識をしております。区では本年、犯罪被害が増加に転じているところとなりますが、今後も引き続き、この2点に配慮をしつつ、様々な施策を通じて犯罪の減少につなげていきたいと考えてございます。

続きまして、2項目め、防犯対策についてでございます。

こちらについては、区が前回の協議会以降取り組んでまいりました主な内容を記載させていただいております。資料に沿ってご紹介をさせていただきます。

まず1点目、防犯カメラの設置促進でございます。

区では、従来から設置してきた街角防犯カメラを昨年までに330台設置してまいりました。本年度も新たに15台新設するとともに、来年度以降も年間15台ずつ増設する方向で進めているところでございます。また、本年度は新たに区内の公園内にも設置する予定で、現在その調整を行っているところでございます。

防犯カメラの有用性については、区民の方や広く一般の方にもその必要性は認識されているものと思いますが、区といたしましては引き続き、条例に基づいて、プライバシーとの調和を図りながら、計画的に設置してまいりたいと考えてございます。

続きまして、2点目でございます。防犯自主団体への支援についてでございます。

先ほど申し上げましたが、まちの安全・安心の要となっている防犯自主団体に対して、区では、活動物品の支給、研修会の実施により、その支援を行っております。本支援は来年度も引き続き実施していく予定となります。今後も、全ての団体に無理のない範囲で活動いただけるよう、そ

して、お力添えをいただけるように、区としても積極的に支援をさせていただければと考えております。

続きまして、3点目でございます。安全パトロール隊による防犯活動となります。

現在は、記載の体制で24時間パトロールを実施しております。

今年度も振り込め詐欺被害防止や自転車等の盗難防止などを呼びかける広報活動の実施。また、警察と連携し、特殊詐欺の犯行予兆電話が多発する地域での重点的なパトロールなどに取り組んでおります。

また、そのほか、小中学校や保育園などにおける不審者対応訓練、防犯相談、防犯診断などを実施しております。

続きまして4点目、犯罪発生情報メールの配信についてでございます。

犯罪発生状況については、区内3警察署から情報提供を受け、防災・防犯情報メールとして、土日祝日を除き、毎日配信を行っております。

また、子供の安全に関わる不審者情報については、子ども見守り情報として、その都度配信を行っているところでございます。

続きまして、5点目になります。特殊詐欺対策についてでございます。

被害状況につきましては、お手元のグラフのとおりであり、残念ながら、今年も多数被害が発生しているという状況でございます。

本年について、資料に掲載させていただいている数字については9月末の数字となりますが、9月末現在、116件で前年同期比プラス24件となっております。

また、最新の手持ちの数字をお知らせさせていただきますと、10月末現在では130件、前年同期比でプラス25件となっております。

区では、最大の課題と捉えて、その対策に取り組んでいるところでございます。特殊詐欺対策における区の取組については、3ページ以降に記載をさせていただいております。

設置を進めております自動通話録音機については、今年度も1,000台を購入し、様々な形で周知をし、その設置促進を図っているところでございます。

そのほか、区役所には振り込め詐欺に関する24時間対応の電話相談窓口、振り込め詐欺被害ゼロダイヤルを設置しており、現在まで617件の相談を受けております。

また、4ページ、5ページに記載のとおり、「広報すぎなみ」などあらゆる機会を通じて特殊詐欺被害の防止呼びかけを行うことで、区内における特殊詐欺被害を減少させるべく、取組を行っているところでございます。

続きまして、6ページをご覧くださいいただければと思います。

10月の全国地域安全運動期間中には、渋谷区・世田谷区と連携し、区境合同パトロールを実施したところ、多数のご参加をいただいております。

そのほか、本年は、デジタル社会の進展に伴い増加傾向を示しているネット犯罪に対し、被害防止のため、警察、東京商工会議所と共催し、サイバーセキュリティ対策講習を実施しております。

以上で報告は終わりますが、区では今後も、地域の方々、区内3警察署、防犯協会と一層連携をして防犯対策を推進し、犯罪が起りにくい、犯罪を生まないまちづくりを目指してまいりますと考えております。引き続き、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

私からは以上となります。

○A会長 ありがとうございます。

では、ただいまの報告についてご質問やご意見などございましたら、よろしくお願いいたします。

○J委員 高井戸防犯協会のJと申します。

自動通話録音機が、まだ半分ぐらいしか9月の段階で貸し出されていませんよね。残ったものは3警察署に100台ぐらいずつ要請をして、また、我々防犯協会としても活用いただくことに重点を置いていきたいと思っておりますので、ぜひとも全部はけるように。せっかく区の税金を使って1,000台買ったけれども、残っちゃったよではもったいないと思っておりますし、現在、振り込め詐欺が急増しておりますので、そういった活用方法をぜひ検討していただければと思います。

○A会長 ありがとうございます。

何か区から、よろしいですか。

○地域安全担当課長 ご協力、よろしくお願いいたします。また、その台数の配分については調整をさせていただければと思います。引き続き、よろしくお願いいたします。

○A会長 ありがとうございます。

ほかに何か。

よろしいでしょうか。

では、続きまして次、2番目の路上喫煙対策についてのご報告を、よろしくお願いいたします。

○環境課長 私からの報告事項の2、路上喫煙対策につきまして、ご報告をさせていただきます。資料4と5になります。

まず、資料4をご覧ください。こちらは、杉並区生活安全及び環境美化に関する条例に基づき行った指導実績などがございます。

まず、喫煙マナーとルールの徹底につきましては、JRほか6駅周辺の路上禁煙地区を中心に、区内全域にて、路上喫煙防止指導員と委託事業者である警備会社などで指導を行っております。

指導実績でございますが、令和元年度から3年度をお示ししてございますけれども、全体として、毎年度500件程度、こちらで推移をしているところでございます。

また、地域別では多少の増減ございます。この中で着目すべきは荻窪でございますが、荻窪が増えているのは、南口の公衆喫煙所、こちら、区で設置をしておるところでございますが、やはり往来の多いところに設置をしたということもあって、苦情が来ているところでございます。これにつきまして、例えばですけれども、喫煙所からはみ出して喫煙をしたりするような方々がおられるので、そういったはみ出し喫煙などに関しまして指導を強化したという結果が反映しているものと考えてございます。

次に、歩きたばこ喫煙の調査、資料の下の部分でございますね。こちらでございますけれども、記載の6駅周辺ではこれまでも実態調査を行ってございまして、先ほどの指導実績同様、令和元年度から3年度までの結果、こちらを記載してございます。

歩きたばこ、それから喫煙調査、いずれも減少傾向にございますけれども、これは新型コロナの影響で駅の利用者が減少したことも要因として考えられますので、軽々に、その数値だけを見て、減ったからということで喜ぶべきものではないと考えているところでございます。

裏面をご覧くださいと思います。

傾向と取組についてでございますが、喫煙マナーにつきましては、指導実績、平成22年度頃当初は3,000件という件数ございましたけれども、平成28年度までは1,000件を超えてございました。そことの比較で考えましても、明らかに減少していることがうかがえまして、着実に喫煙ルールが浸透していると考えてございます。

一方で、健康増進法、それから都の受動喫煙防止条例、こちらによりまして、屋内が原則禁煙となったこともありまして、区に寄せられる店先での路上喫煙の苦情が実は増えてきていることも傾向として挙げられます。

本当に多くの区民の方にしっかりとルールを守っていただいております。一方で、残念なことでございますが、なかなかルールを守っていただけない方もいらっしゃるのが事実でございます。

新型コロナの状況もございますが、繰り返し啓発活動を続けること、また、巡回パトロールを継続して実施するなど、普及啓発活動を今後も展開いたしまして、一層のルール周知に努めてまいります。

次に、公衆喫煙所の場所でございますが、元年度に15か所の屋外の公衆喫煙場所を整備した後に、令和2年度には民間事業者への助成を行い、1か所整備してございます。公衆喫煙場所の設置、これは、設置場所や方法、近隣住民との調整、なかなか難しい面がございます。今後も、既存の設置場所の改善も含めて、分煙の徹底に努めてまいります。

最後に、路上禁煙地区の指定でございますが、資料の5をご覧くださいと思います。

お聞きいただきますと、JR駅周辺など6地区、資料では赤色でお示ししているところが、現在、路上禁煙地区に指定している地域でございます。巡回指導などを行って、喫煙ルールの浸透、マナーの向上に努めているところでございます。

恐れ入りますが、資料の4裏面に再度お戻りいただければと思います。

今お示しさせていただいた赤色の地区は、生活安全及び環境美化条例第12条によりまして、1年ごとに指定の見直しを行うこととなっておりますが、現在の6地区は通行者の数が多く、歩きたばこが非常に危険な状況、これはこれまでと変わってございませんので、引き続き、現在の6地区の指定を継続してまいりたいと考えてございます。

路上喫煙対策のご報告につきましては以上でございます。

○A会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告に対して何かご意見、ご質問等あれば、お願いいたします。

何かありませんか。

では、私から。

皆さんご存じだと思いますが、阿佐ヶ谷の北口は結構道が細くて、小さな飲み屋さんがたくさんあるんですけど、店の前で吸っているんですよね。私も喫煙者なので人のこと言えないんですけども、屋内原則禁煙になると、どうしても店の中で吸えない、けどお店は多分、たばこを吸いたいお客さんに対しては何をするかという、店の目の前に、要するに店の敷地と道路とのぎりぎりの辺りに灰皿を置く。そこで吸っている人を結構見かけますね。僕の感想なんですけれども、なかなかこれ難しいなと。店の中で吸えない、路上でも吸えない。そうすると、この隙間の変なところでというのが、非常に目立つので。難しいと思うんですけども、何か抜本的な対策は、店舗とか、飲食店の店舗さんと何か考えて。

たばこを吸う側からすると、全部禁煙だよっていうのもなかなかつらいものもあるし、けど、たばこの害とかも問題だと思いますし。もちろんたばこ、煙とか嫌だと思う人に対しても配慮しなきゃいけないということもあり、なかなか難しいので。何も結論を僕も出せないんですけども、区でそのあたりを、よく実態を見ていただいて、何か考えていただければと思います。

はい、どうぞ。

○環境課長 区では、何かをやったから、じゃ、路上喫煙がなくなるかという、そうではないと考えています。やはり指導であったり、それから公衆喫煙所の整備であったり、それからマナーの啓発だったり、そういったものの一体的な事業の展開というのが、今、会長のご指摘のあった、そういったことが減っていく要因なのかなと思っております。

それで、店舗内喫煙設備の整備につきましては、保健所の健康推進課でも周知等を行っておりますので、少しずつ改善していくのかなと考えております。

○A会長 ありがとうございます。

何か、この件に関してご意見。

はい、どうぞ。

○T委員 委員のTです。

これ見て思ったことが2つ。

資料4見て思ったことがありまして、歩きたばこの調査なんですけれども、朝の90分、定点観測されているということで、僕、たばこ吸わないんですけれども、多分たばこ吸われる方って、御飯食べた後とかお酒飲んだ後、吸いたくなるんじゃないかなと思っていて、もしより精緻な数値を把握するのであれば、調査時間をちょっと増やしたりとかも一ついいのかなって思っています。もちろん人員とか予算の関係もあるでしょうし、多分これ経年調査なので、いきなり来年度から全時間帯やると、何か今年だけすごく歩きたばこが増えたようにみえてしまうと思うのですが、一つ意見です。

あと、2つ目が公衆喫煙場所なんですけれども、たばこ吸われる方からしたら、多分その場所を知らない方もいらっしゃるんじゃないかなと思っていて、これは本当に今思いついた案なんですけれども、例えばお店の中に、ここでたばこ吸えますみたいなもの貼ってもらって。ただ、実際たばこ吸われる方が居酒屋でお酒飲んでいて、たばこ吸うからわざわざ駅前まで行くというのは現実的ではないとは思いますが、ただ、駅近の居酒屋だったら、ちょっと近くまで歩いてたばこを吸おうかなみたいな人も増えて、さっき、会長もおっしゃっていた、隙間で吸う人が少しは減るのかなと思ったところです。

以上です。

○A会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○環境課長 貴重なご意見、ありがとうございます。

私どもでも、やはり先ほど、会長にも申し上げた公衆喫煙場所の整備であるとか、そういった総合的な取組を進めていくべきだと。それで、普及啓発の中で、各店舗さんにお伺いをして、お話をさせていただいたり、公衆喫煙場所のご案内をさせていただくなど行っております。区の喫煙ルールのパンフレットを活用するなど、検討を進めてまいりたいと思います。

○A会長 はい、どうぞ。

○環境部長 少し補足させてください。

今、環境課長から申し上げましたように、そういったことも考えていきたい。

実際に、苦情も参ります。そういったときには保健所などと一緒に行って、今、T委員のご提案について、店舗が駅近であれば公衆喫煙場所を案内していただくこともお考えいただけません

かとか、喫煙される方に周りの方々への配慮をしながら喫煙することも考えていただけるように、お客様に向けてお願いしていただけないかなどお店側にお伝えしています。地道ではございますけれども、そういった普及をさせていただきながら、少しでもお互いが、喫煙者と非喫煙者が気持ちよく過ごせるように努めているところです。要望等はそんなに明らかに減っていくようなことはないかもしれませんが、一步一步取り組んでいるところでございます。

ありがとうございました。

○A会長 ありがとうございました。

では、続きまして、資源持ち去り対策について報告、よろしくお願ひします。

○杉並清掃事務所長 それでは、清掃事務所長からご報告いたします。

資源持ち去り対策の実績については、資料の6番になります。右上「資料6」になります。

毎年ご報告しているところですが、まず初めに、1番としましてパトロール体制及び実施状況についてです。

パトロール体制につきましては記載のとおりです。「資源持ち去りパトロール中」の表示をしました車両を使って、パトロールを実施してございます。

実施状況につきましては、(2)番で表にしてございます。2年度、3年度、4年度の数字を記載してございまして、4年度については11月末現在でございまして、2年度、3年度を比較しますと、大分数字が違うんですけども、2年度につきまして、コロナの影響もございまして、パトロール自体を制限していた時期もございました。また、そもそも職員の手配が難しい時期もございましたので、このような数字になっております。3年度以降も同じコロナ禍ではありますが、体制を整理いたしまして、パトロールの回数を増やすということができました。

その下、持ち去りの現状でございまして、毎年同じ話なんですけれども、新聞の購読者数が減少してますので、古紙資源の量も大分減っております。ですので、持ち去り行為自体が、随分前に比べますと減少傾向にあります。ただ、全てなくなっているわけではございませんので、区民の方からやはり情報提供いただいておりますので、そういう地域を重点的に、現在も監視パトロールを実施しております。

また、最後の段落でございまして、区が委託している回収業者による早朝からの資源回収。これは、通常の収集とはまた別に、早朝からの回収を行っております、そのような対策で持ち去りを対策していくことを続けております。

私からは以上でございまして。

○A会長 ありがとうございました。

では、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願ひします。

よろしいでしょうか。

それでは続きまして、関係行政機関からの報告になります。

(2)ですね。区内3警察署の年末・年始の防犯対策について、よろしく申し上げます。

○D委員 高井戸警察署の生活安全課長のDでございます。

前回、杉並のC課長からご報告ありましたので、今回は私から取りまとめさせていただきたいと思えます。

まず、年末・年始の特別警戒ですが、昨日の本年最後の年金支給日で、12月15日から年明け1月3日まで、全庁的に特別警戒を実施しているところでございます。

また、年末にかけて、警視総監からもございましたが、街頭犯罪の増加であるとか、あるいは特殊詐欺、盛り場対策というところを強化するというところで下命を受けております。

実際勤務しておりますと、ここ年末にかけては、昨年と違いまして、お酒絡みの110番件数も非常に増えていますので、3警察署とも、年末かけて、この辺を懸念しているところでございます。

続きまして、犯罪情勢でございますが、荻窪のE課長のほうでご作成いただきました資料7、あるいは危機管理室の資料をご参考にさせていただければいいのかなというところでございますが、高止まりしている特殊詐欺を中心に、この後、ご案内していきたいと思えます。

1つ、私から、未然防止というのがあるんですけども、生活安全警察ですので、犯罪が起きる前に未然に防止しようということで今年は取り組んでまいりまして、ご案内のとおり、特殊詐欺につきましては、1本の固定電話への電話からスタートするという特徴がございます。これ、いわゆる「アポ電」と呼ばれているものですが、このアポ電がありましたという通報が警察に寄せられる件数は、都内では世田谷区が第1位、2位がここ杉並区でございます。アポ電のかかってきた件数イコール被害の件数ということは必ずしも言えないところですが、残念ながら、危機管理室からもございましたとおり、特殊詐欺につきましては高止まり、喫緊の課題という現状が目の前にございます。

またさらに、2年前にお伺いしたんですけども、杉並区内の犯罪情勢につきましては、23区内でも文京区と1位、2位を争うほど、人口当たりの刑法犯の認知件数は少ないということで、非常にいい数字を示しているということをお伺いしております。つまり、一般的な犯罪の発生は少ないんだよということになると思うんですけども、これにもかかわらず特殊詐欺の発生だけが突出しているのが、ここ杉並区の現状だということだと思います。こうしたことから、3警察署につきましては、時に協働しまして、また、区のほうと連携いたしまして、特殊詐欺対策、強力に推進、実施をしまいたるところでございます。

情報発信ですが、これ、費用対効果で論じることはいけませんけれども、還付金詐欺であるとかオレオレ詐欺の被害だとか、防止してくださる方はいっぱいまして、キャンペーンや集

い、イベント、あとSNS、防犯協会様などを通じた形で情報発信してきたわけですが、結構止めていただいているんですね。当署の例で申し訳ないんですけども、金融機関が37%、コンビニが同じく37%、警察職員が8%、その他一般の方も18%ほどおられまして、高井戸警察署では今年90件余り未然防止の事例がございました。

特殊詐欺につきましては、目下、警視庁の本部からも、ストップ無人ATMでの携帯電話と銘打ちまして、還付金詐欺の未然防止に努めているところでございます。したがって、先ほど申し上げました現状はございますので、杉並区でも、還付金詐欺が先になると思いますが、特殊詐欺の未然防止の機運をもっと高めていただければなと考えております。

これも、特殊詐欺につきましては被害回復が実際になかなか困難であるという実情も反対にございます。ご臨席の皆様には、まず被害に遭わないという未然防止を目途としたまちづくりをお願いしたいと考えております。

もう1点ございますが、これは特殊詐欺ではないんですけども、昨今、各警察署に警察署協議会というのがあるんですけども、協議会の委員あるいはまちの住民の方々からお話をいただいているところがありまして、学童クラブと放課後居場所事業というのがありまして、何を言いたいかといいますと、授業が終わってからお子さんをお預かりしている施設が50以上区内にあるということですが、登下校の見守りは比較的やっているんですね。警察でもやっていますけれども、この子供たちの帰りが遅いということで、ここを何とかできないかと。帰り、帰宅の遅い時間帯の見守り活動ができないのかというご意見をいただいておりますので、この場をお借りしてご報告をさせていただきます。

事案がありました際には、危機管理室からもございましたとおり、メール配信などで情報発信しているようでございますが、まちの方々のお話としては、防災無線の活用であるとか、やはりタイムリーかつ的確な情報発信をしていただきたいというお話が上がっておりまして、室長がおっしゃった体感治安もこの辺につながっているのかなと思います。

重複しますが、警察でも事案がありますとメール配信、「メールけいしちょう」というものでメール配信しているんですが、今統合しまして、警視庁の本部で無料の防犯アプリというのを配信してまして、「Digi Police」というんですけども、こちらリンクしておりますので、ぜひ普及していただければなと。比較的いろんなコンテンツが入ってまして、痴漢防止対策から子供の見守りまでできるような、そんな内容のソフトになっておりますので、ここでご紹介をさせていただきます。

3警察署からは以上でございます。

○A会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告についてご意見、ご質問等はございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

○J委員 ただいま、D課長からお話があったように、IT関係を利用してメール発信等やられているわけですね。ところが、受ける人の、例えば高齢者の方のスマートフォンの保有率も相当上がってきていると思うんですが、操作が分からないということ、よく私、耳にするわけなんです。行政のほうでスマホ等に対する使い方の基本の教室等を開いていただくと、「メールけいしちょう」はこういうところは押すとこうなるんだよというような講習会みたいなものを、地域ごとにやっていただくと大変ありがたいと思います。というのは、私もガラケーしか持っていないんですが、スマホを使うと、指が大きいから、よそを押しちゃうわけですね。スマホの怖いところは、違うところを押すと、そこをすぐ開いちゃうわけですね。ですから、いろいろなことを想定しながら、高齢者に安全なスマホの使い方、あわせて、杉並区のメールニュースでも、警視庁の「Digi Police」でも、こうやって入れればいいんですよと、そうすれば子供の下校時に犯罪があればすぐメールできますよというような、講習会をぜひとも開催していただければと思います。

以上です。

○A会長 ありがとうございます。

何か、今のご意見に対して、警察あるいは区は何かご意見ありますか。

どうぞ。

○U委員 座って失礼いたします。公募のUと申します。

今のことに関連しているかどうか分かりませんが、私は留守電対応にしております、ご用の方はお名前を入れてくださいというふうには申しておりますが、得体の知れない電話番号がよくあります。最近は電話番号はなるべく書かないようにはしているんですが、一体どこから調べてこられたのかなってというような電話番号でかかってきます。これは杉並区だけの問題じゃないと思うんですが、住所、氏名、年齢、電話番号の4つのセットを必ず書けっていう、そういう傾向が一因にあるんじゃないかと思うのです。例えば年齢別で、とかってアンケートを取られる必要があるのかもしれませんが、住所があって電話番号まで要るのかなって思います。得体の知れないところの電話を防ぐ一つとして、提出物に電話番号を書くことはやめたほうがいいかなと思うので、住所を書くだけだとか、オーバーに言うと、国全体でそういう対応に変えていただけたら、多少は分からないような方からの電話っていうのは防げるのかなって思うように思います。

以上です。

○A会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○J委員 電話については、今、外国からかけても東京の03というような番号が表示されるような、仕組みがあるわけです。050だとか、これはインターネット。ですから、まず基本的に、どういうものが何かということのを区のほうでも調べていただいて、コミュニティでそういうことを発信していただければいいと思うんですが、もう今は無差別に電話しています。インターネット電話だと電話料かかりませんから、例えば杉並だったら3321の001から自動的にどんどんどんんかけるわけですね。無差別にかけて引っかけた人、情報を、電話かかってきたら「あ、タロウなの」ってこっちから言っちゃうと、相手は息子がタロウだって分かっちゃうわけですね。ですから、もういろんな手を使ってやっています。

インターネットでも、先ほど、司会者が申したとおり、アマゾンの偽のフィッシングメールはすごく多いです。それはURLを確認しないと、amazon.co.com、これなのか、amazon.cnだとか、.com以外がでたらめに、ほかのURLになっているかを確認しないと必ずフィッシング詐欺にかかってしまうということを含めて、ぜひともコミュニティでそういうお話なり会合、指導をしていただければ大変ありがたいと思います。

○A会長 ありがとうございます。

そうですね、区もそういう啓発活動などを進めていただければと思います。

それでは続きまして、最後に令和4年度中の火災概要について、報告をお願いいたします。

○F委員 それでは、消防署から、令和4年中の火災概要についてご説明させていただきます。

資料8をご覧ください。こちらの資料につきましては、11月30日現在の速報値になります。

杉並区全体の火災件数につきましては101件、昨年の同時期と比べまして6件の増加となっております。

住宅火災による死者数はゼロ人でした。こちらは昨年もゼロ人ということで変更はありません。

出火原因につきましてご覧いただきたいんですけども、出火件数の一番多い原因につきましては電気関係ですね。こちらは、電気機器とか電気コード、プラグ等になります。続きまして、たばことガステーブル、放火という順番になっております。

消防署では、これから冬場になりますと、空気の乾燥とか暖房器具の使用などによって、火災が発生しやすくなりますので、火を扱うときには特に注意していただくように広報させていただいているところです。

また、火災、実際に起きてしまった場合には、火災の早期発見、被害軽減ということで、住宅用火災警報器の設置と適正な維持についても広報させていただいておりますので、引き続き皆様に広報していきたいと考えております。

説明については以上になります。

○A会長 ありがとうございます。

それでは、今の報告に対してご質問、ご意見ありましたら、よろしくお願ひします。

よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして本日の予定の議事は終了しましたけれども、もう少し、若干時間もございますので、何かほかの事項で、委員の皆さん、ご質問とかご意見ございましたら。特に区民公募の委員の方々もぜひ、何かご意見ございましたら、よろしくお願ひいたします。

はい、どうぞ。

○R委員 交通安全に関することなんですけれども、最近の自転車の走行状態について、かなりルール無視というか、基本のルールを守ってなくて、いまだに右側を走ったりする自転車も多くて、後ろから急に来たりとか、歩行者として、物すごく怖い思いをしたり。信号のところが特にひどくて、都合のいいときに歩行者と一緒に渡るとか、若い方は特に走り方がかなりひどくて、危険な思いを何度もしているのので、パンフレットとかで各世帯に、改めて自転車の走行の方法を教えてもらうようなルールブックみたいなのを配っていただけると、私自身もあんまりよく分からないので、警察の方も今いらっしゃるので、その辺、できたらありがたいなと思います。

以上です。

○A会長 ありがとうございます。

何か、今の意見に対して、区か、あるいは警察から、何かございますか。

○土木管理課長 すみません、土木管理課長の三浦と申します。

今ご意見いただいたように、確かに自転車に関与している事故が、交通事故の中でも非常に今多くなっております。

今、杉並区で取り組んでいることとしましては、道路上にナビラインとナビマークということで、車道の左側通行をしてもらうように、ブルーのマークとかラインを引いています。「矢羽根」ってよく呼んでいるんですけれども、交通事故の多い箇所とか、あと交差点部も多いので、重点的に設置を進めているところです。

確かにご指摘のように、区民の方が、左側通行とか守っていただけるような周知をどのようにしていったらいいかというのは、非常に課題となっておりますので、今後いろんな事例も参考に、取り組んでいきたいと思っております。

○A会長 ありがとうございます。

何か警察からは、ご意見ありますか。

はい、よろしくお願ひします。

○D委員 すみません、じゃ、私から。

これは、自転車のマナーにつきましては非常に関心事になっていること、承知しております。

今日は生活安全課長として3人来ているわけで、担当外ではあるんですけども、警察としては日頃から、生活安全課であれば防犯講話みたいなことやるんですけども、交通課で啓発活動は継続してやっております。

それと、警察ですから、どうしても取締り機関でございますので、自転車につきましては、もう既に報道されているとおり、一時停止であるとか、これは警告が前提になるんですけども、これを無視して通過していくようであれば、今度取締りという形で対応するということで、今非常に課題として受け止めておりまして、交通課のほうで対応しております。

以上です。

○A会長 ありがとうございます。

ほかに何か、いかがでしょうか。

P委員、いかがですか。何かございましたら。

○P委員 私の家の前は、意外と大きな道からは少し入ったところなんですけれども、毎朝、たばこの吸い殻が必ず落ちています。これって恐らく駅から歩いてくる途中で、ちょうど終わったのを捨てていくんだと思います。調査は日中やられているんだと思いますが、夜って意外と、帰り道で吸っている方がいらっしゃるようなんです。夜の巡回ってなかなか難しいんですよ、暗いしですね。ただ、冬場は難しいんでしょうけれども、夏場は夕方までかなり明るいので、夏場については調査する時間帯は夕方遅くもやっていただければありがたいというふうに思っております。

○A会長 ありがとうございます。

区は、はい、お願いします。

○環境課長 今ご指摘いただいた点、確かに課題として考えてございます。それで、回数は少ないんですけども、徐々に実施をしているというようなところもございます。

今後、そういった状況、夕方、それから先ほどの会長のお話にもあった夜の飲み屋のお話とか、そのあたりは全体を捉まえて考えていきたいなと、何とか対応していきたいなと考えています。

○A会長 ありがとうございます。

ほかに何か。

S委員、いかがでしょうか、何か。

○S委員 自転車のことなんですけど、自転車の左側に車道のところを自転車が通っている印がついてございますが、人がたくさんいるところの信号を渡るときは安心なんですけど、私自身が経験したことなんですけど、練馬区と杉並区の間、あまり人通りのないところで信号があったので待っております、そしたら、信号がこちらが青になって、車が止まってくれたんです。けれども、

全部車が止まってきているから安心だと思って渡ろうとしたら、その車道の隙間からシャーッと来た自転車のハンドルにばーっとぶつけられて胸を打って、すごく痛く、もう一瞬、息ができないくらいの思いしたんですが、そしたら、その人は信号が見えなかったって言うんですね。だから、それで、そんなことがあるのかなと思うんですが、人混みのところじゃなくて、人がいないようなところがかえってちょっと怖いんだなと思って。自転車が横から、マウンテンバイクみたいな、ブレーキも利かないような自転車持っていらっしゃる方が。だから、人のいないところで注意しなくちゃなんないなと思いました。

○A会長 ありがとうございます。

やっぱり自転車のマナーについてもね、区でも、警察でもそうですけれども、もっともっと啓発して周知していただければと思います。

何かございますか、区で。

どうぞ。

○T委員 去年も申し上げたんですけれども、防犯カメラの設置について、さっき、佐野課長様からもご案内あったとおり、これからも設置台数は引き続き増加傾向にあってほしいなと思っています。

これまでの今日の話の中でも、S委員からあった自転車のことですか、あと、資源の持ち去りの実績の資料6でもあったとおり、防犯カメラがあると、こういったこと全部、何かあったときに、その犯人とかトラブル解決にも寄与するでしょうし、犯罪とかの未然防止にもつながると思うので、予算とかいろいろとプライバシーの問題はあると思うんですけれども、今後も、一区民として思うところとして、防犯カメラを、どんどん増やして行ってほしいなというふうに思っております。

以上です。

○A会長 ありがとうございます。

よろしいですか。

何かあります、区から、今のご意見に対して。

はい、どうぞ。

○土木管理課長

先ほど、自転車が出すスピードのマナーとして、確かに、お話ありましたけれども、現在、アシスト自転車、電動機付きの自転車が増えておりまして、非常にスピードが出しやすくなって、特に加速がいいので、非常にスピードが出しやすくなっていますので、区としましても、講習会、いわゆる交通ルールとか、実際にスピード出すとこれだけ危ないんだよと、そういったことが分かるような講習会もやっておりますので、なるべくそちらに参加していただくようにですね。区

からいろいろと取組を考えて、やっていることをさらに来ていただく、それに参加していただくことが一つ大きな課題かなと思っておりますので、引き続き取り組んでいきたいというふうに思っております。

○A会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。何かありますか。

○S委員 もう一つよろしいですか。

○A会長 どうぞ。

○S委員 自転車のことで。お子さんを両方に乗せて、朝、幼稚園か保育所にお連れするんだと思うんですが、シャーッとすごいスピードで、おまけに車道を。自転車ですと車道は左側。左側と、それがどっちかでシャーッとする。あれは幼稚園等で何か表示を出すとか、そういうのしていただけないでしょうか。よけるのに、あっとかって思うときもありますが、歩道のところもぱーっと行きますし、お子さんをおまけに連れてらっしゃって、乗せてらっしゃって、あれにぶつかったらお子さんだって危ないと思うんですけれども。お若いから、お上手にできなさるのかもしれないんですけれども、いつも朝ひやりとすることがございますので、そんなのは幼稚園で何か貼るなり、先生がちょっと一言おっしゃって注意促してくださるようなことをしていただければなど、そんなふうに思います。

○A会長 ありがとうございます。

では、区からもそういう幼稚園とか保育所に働きかけて、少しそういう啓発もしていただければと思います。

どうぞ。

○J委員 先ほど、委員から防犯カメラについてお話がありましたが、やはり防犯カメラも、安心・安全は自分でもお金を出さなきゃ守れないということで、行政にばかり、100%カメラつけろつけろと言っても限度があるわけですね。

今回、ウクライナ、ソ連の問題もそうですけれども、日本は防衛費を2倍にするというようなことで、国民負担を強いるというような条件ですけれども、我々防犯協会はもう18年前から月3,000円、5,000円のリースのカメラとかあっせんしても、なかなか3,000円、5,000円出すのが惜しくて出さないんですよ。その挙げ句に100万、300万だまされた後になると、じゃカメラつけましよう、こういうようなことですね。

全てが、自転車の問題も、ママチャリの問題もそうですけれども、もういい大人ですよ。保育園に送るということは二十歳以上の成年がそういうことを、自己中心で全て動いているということは、やはり問題じゃないかと私は思います。

カメラに関しまして、区としてそんなに、15台しか増やせないということであって、そしたら、補助金を出して、一般の方がもっと設置しやすいというようなことを推し進めれば、カメラは相当普及すると思うんですよね。結局、これは半分がいいのか、3分の1がいいのか、それは区の財政の問題だと思いますが、カメラの設置を推進するために、そういう方策を考えていただければ大変ありがたいと思います。

○A会長 ありがとうございます。

では、区はよろしいですか、今の。

○地域安全担当課長 ご意見いただきまして、今現在は確かに個人に対しての補助というところは行っていないところでございます。ただ、商店街等に対しての、主管は異なるんですけれども、助成は行っているところでございます。

また、計画的に区も設置箇所等を見直しつつ、計画的に街角防犯カメラの設置を進めてまいりたいと考えてございます。

○A会長 ありがとうございます。

何か、副会長、ありますか。

○B副会長 それでは、副会長のBでございます。

私も自転車につきましては、まず、自転車の運行で、かなりマナーがまだ守られていないなという感じを日頃思っております。歩道上に自転車は走ってくるんですね。それで、自転車は車道を左側走るとというのが原則になっているはずなんですけれども、実際は、車道が、車の通行が多くて危ないとか、車が止まっているとかいうこともあるんですが、大分歩道上の通行が結構あって、私自身も危ない思いをしたことが何度かございます。

自転車の運転、自転車持っている方は、自転車に関するルールを知らない方がまだ結構実際多いんじゃないかと思うんです。車の運転というのは運転免許取らなきゃいけないわけですけども、自転車に関しましては特に免許はないわけで、実際にどういう交通ルールが適用されているのかを知らないで乗っている方もまだ結構多いんじゃないかな。そういう基本的なルールについての啓発活動というものを、行政の方も、あと警察等関係機関の方も、もっとしていただきたいなと思っております。例えばパンフレット等をたくさん作って自転車の販売店に置いて、自転車を購入される方は必ず自転車のルールをそのパンフレットで知っていただくとか、もっと啓発活動を進めていかれないかなと思っております。よろしく願いいたします。

○A会長 ありがとうございます。

大分自転車のことたくさん出ましたけれども、区でもよろしく願いいたします。

どうぞ、Oさん。

〇〇委員 さっき大分、Jさんからのお話があったIT講習のことですけれども、町会で各町会長の皆さんにIT講習のことを、数人でいいからということで無料で開いてください、と多分言っていると思います。それで、防犯協会の防犯で、警察でしていただくと結構町会で話すよりも、皆さん、防犯のことですごく意識が高いと思うので、ぜひそういうことをしていただければいいかなと思います。

あと、防犯カメラなんですけど、うちの近くで今度新しく公園ができます。本当に住宅街の真ん中でできるんですけれども、その説明会のときに、防犯カメラをどうなんですかって、あまりにも住宅街の真ん中なので言ったら、やっぱり住民の賛成を得ないとかかなり、予算のこともありますが、住民に対してやっぱりそこを把握しないといけないので、今のところそれはつける予定はないということなので、公園課とかいろいろ行政のほうは分かれていると思いますけれども、でも、やはり住宅街の真ん中に、危ないなと思ったところには、そういう形で、課を越えて住民の声をやっぱり知っていただきたいなと思っております。

以上です。

〇A会長 ありがとうございます。

それでは、そろそろ時間にもなりましたので、最後に私から。

防犯カメラは、犯罪抑止に非常に有効だとは思いますが、それも一つはあるんですけれども、やっぱり人の目というのも大事だと。防犯カメラは、何か事件とか、何か起こっても防犯カメラが110番通報してくれないですからね、当たり前ですけれども。あくまで、犯罪者が防犯カメラがあるからやめようとかね、そういう形。あるいは、何かあったときに防犯カメラの映像で犯罪捜査、犯人が捕まるとか、そういう流れにはなっているので、やっぱり区民の方々の周りを見る目とかそういうことも、地域の方々の防犯活動とかそういう目も非常に大事じゃないかなと思っております。

それでは、本日の予定の議事は終了させていただきます。

では、最後に事務局から何か連絡事項などございましたら、お願いいたします。

〇環境課長 連絡事項については特にございません。

本日は、議事に対しまして丁寧にご協議をいただき、また、様々ご意見をいただきましたこと、誠にありがとうございました。

次回の本協議会の開催につきましては来年度となる予定でございます。現在の皆様の委員の任期が令和5年9月30日までとなっておりますので、日程によっては新たな委員の皆様での実施となると存じます。

事務局からは以上でございます。

〇A会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の協議会の議事を全て終了いたしました。円滑な議事進行、ご協力ありがとうございました。

それでは、これで生活安全協議会を閉会いたします。

皆様、本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。